

行政処分の公表

令和4(2022)年12月19日
栃木県環境森林部資源循環推進課

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第25条第2項に基づく措置命令の内容等について、条例第25条の2に基づき下記のとおり公表します。

記

1 事案の概要

芳賀郡益子町大字大沢 2575 番を中心とした土地（以下「対象地」という。）において、条例第 10 条の規定による許可を受けずに、少なくとも令和 3 (2021) 年 7 月 6 日から同年 10 月までの間に対象地以外の場所から採取された土砂等を面積 6,006 平方メートルにたい積させ、条例第 2 条第 2 号に規定する特定事業を行った。

2 処分対象者

氏名 佐々木 義貴
住所 茨城県下妻市下妻丁

3 措置命令の内容

対象地において、条例第 10 条の規定による許可を受けずにたい積した土砂等について、その全部を撤去すること。

4 措置命令の日

令和 4 (2022) 年 5 月 11 日（措置命令の期限：令和 4 (2022) 年 11 月 11 日）